

名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例（平成20年3月28日条例第3号）

最終改正:平成23年3月30日条例第3号

改正内容:平成23年3月30日条例第3号 [平成23年4月1日]

○名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例

平成20年3月28日条例第3号

改正

平成23年3月30日条例第3号

名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 名張市旧細川邸やなせ宿(以下「やなせ宿」という。)を名張市新町136番地に設置する。

(施設)

第3条 やなせ宿に次の施設を置く。

- (1) 母屋
- (2) 物産棟
- (3) 中蔵
- (4) 川蔵
- (5) その他付帯施設

(施設利用)

第4条 やなせ宿は、次の事業に利用するものとする。

- (1) 名張地区既成市街地の歴史、文化、自然、季節等地域資源の積極的な情報発信に関すること。
- (2) 名張地区既成市街地の地域資源を結び、散策の快適性及び回遊性を高める活動に関すること。
- (3) 名張地区既成市街地の地域資源を活用し、地域の住民及び来訪者の交流並びに集客の向上を目的とする事業に関すること。
- (4) 名張地区既成市街地の地域物産の振興に関すること。
- (5) 町屋としての空間を活用し、その魅力を高める活動に関すること。
- (6) 名張地区既成市街地の再生に係る自主的かつ自立的なまちづくりの推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、名張地区既成市街地の再生に関することで、市長が必要と認めること。

2 やなせ宿は、観覧することができるとともに、前項の事業に支障がないと市長が認めるときは、別表第1及び別表第2に掲げる施設を利用させることができる。

(休館日、利用時間及び観覧時間)

第5条 やなせ宿の休館日、利用時間及び観覧時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要に応じ臨時に休館日、利用時間及び観覧時間を変更することができる。

- (1) 休館日 月曜日(月曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)及び12月29日から翌年の1月3日までとする。
- (2) 利用時間 午前9時から午後10時までとする。
- (3) 観覧時間 午前9時から午後5時までとする。

(使用の許可)

第6条 やなせ宿の施設又は設備器具の全部若しくは一部を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備器具を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長がその使用を不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他事故により使用ができなくなったとき。
- (4) 暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定によって使用者が受ける損害に対して、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 やなせ宿の使用料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認めるとき、及び名張地区既成市街地の再生に関する事業のうち特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が使用許可の取消しを申請した場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

(2) 第8条第1項第3号、第4号又は第5号に該当したとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第13条 使用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用を取り消されたときは、直ちにその施設又は設備器具を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設又は設備器具を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第4条、第9条関係)

区分	基本使用料	加算使用料金	
	屋室料(1時間につき)	電灯料・冷暖房料(1時間につき)	設備使用料(1回につき)
母屋和室(店の間)6畳	150円		
母屋和室(中の間)8畳	200円		
母屋和室(奥の間)8畳	200円		
物産棟	300円		
中蔵	300円		

備考

- 1 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、基本使用料の2倍とする。
- 2 市民が営利目的で使用する場合は、基本使用料の3倍とする。
- 3 市外の者が使用する場合は、基本使用料の2倍とする。
- 4 市外の者が営利目的で使用する場合は、基本使用料の5倍とする。
- 5 基本使用料、電灯料及び冷暖房料の1時間未満の利用については、1時間として計算する。
- 6 設備使用料の算定において1回とは、使用時間4時間以内をいい、4時間を超える使用については、4時間を単位として加算する。
- 7 使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

別表第2(第4条、第9条関係)

区分	1平方メートルにつき1日
屋外貸出用スペース	37円